

要 望 事 項	都 市 計 画 税 対 応
<p>一 税制・予算関連</p> <p>1 商業地等における固定資産税・都市計画税の軽減措置の延長について 地方税法附則第21条および第27条の4の規定に基づく商業地等の固定資産税・都市計画税に係る条例減額制度について、負担水準の上限を現行の65%から60%に引き下げた上で、平成22年度以降も実施する措置を講じられたい。</p> <p>2 耐震改修促進税制について (1) 耐震改修工事を建物の固定資産に計上する場合、地方税法第6条の不均一課税の規定を活用して、当該工事については固定資産税・都市計画税を非課税とするなど都独自の軽減措置を講じられたい。 (2) 当協会では、国に対して、地震防災対策費用資産の特別償却制度における耐震改修促進税制について、適用対象を現行の耐震改修促進法の認定を受けた耐震改修工事だけでなく、認定工事と同等の補強効果を有する工事および軸耐力補強工事にも拡充した上で、適用期限を2年延長すること等を要望している。 ついては、都においてもその実現に向け国に積極的に働きかけられたい。</p> <p>3 アスベスト対策および耐震改修に対する補助について 国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」に基づく既存建築物のアスベスト対策および耐震改修に対する補助については、特別区を通じて間接補助制度となっているが、特別区の大半で制度が導入されていないため、国の制度がありながら民間で活用できない状況である。 ついては、すべての特別区において制度が導入されるよう、都において指導されたい。</p>	<p>1 商業地等における固定資産税及び都市計画税の負担水準の上限引下げについては、負担の不均衡を是正するとともに、全国に比べ過重となっている23区商業地等の負担の緩和を図るため、負担水準が65%を超える場合に、条例により65%の水準まで税額を減額する措置を講じているものであり、平成17年度から実施してきたものです。 平成22年度以降の取扱いについては、納税者等に対して、未だ税負担増を求めめる時期ではないことから、引き続き軽減措置を講じることとしたとさせていただきます。</p> <p>2 (1) 都では、国の制度である耐震改修を行った住宅に対する固定資産税の減額措置に加え、独自に耐震のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税の減免措置を講じているところです。 (2) 政策税制については、これまでの国の議論において、「真に必要な分野に絞って効果的な活用を図るべきである」とされています。(平成19年11月政府税調答申)。 (以上 主税局)</p> <p>3 都では、平成20年度から、震災時、避難や救助・消防活動、緊急物資の輸送等に重要な役割を果たす緊急輸送道路沿道建物への耐震診断、耐震改修に係る助成を開始しました。 本事業は、区を通じた間接補助で、事務所ビル等すべての用途を対象に助成するものです。 これまで、都は各区に対して助成事業の立上げを要請してきました。このため、平成21年度は平成20年度と比較し、耐震診断・耐震改修費用を助成する区の数は増加しました。 今後も、全区で助成事業が実施されるよう、要請をしていきます。 ・また、アスベスト対策補助についても、助成制度の無い区・市に対し国補助事業の活用を働きかける等、アスベストの調査・分析・除去等の促進を図っていきます。 緊急輸送道路沿道建物耐震化助成 平成22年度予算額 284,464千円 (都市整備局)</p>

要 望 事 項	都 市 対 応
<p>4 耐震改修に係る予算の拡充等について 緊急輸送路沿道におけるビルの耐震改修に係る予算については、補助対象を現行の耐震改修促進法における認定を受けた耐震改修工事から、認定工事と同等の補強効果を有する工事および軸耐力補強工事に拡充した上で、予算額を拡大するとともに、これらの促進に向け、特別区等の指導を強化されたい。 また、中小ビルの省エネルギー診断に係る予算についても、同様に拡大を図られたい。</p>	<p>4 都では、平成20年度から、震災時、避難や救助・消防活動、緊急物資の輸送等に重要な役割を果たす緊急輸送路沿道建物への耐震診断、耐震改修に係る助成を開始しました。 平成21年度からは、助成要件を緩和し、認定と同等の補強効果を有する改修に対して助成を可能としました。 本事業は、区市町を通じて助成するもので、緊急輸送路沿道にある建物で、区市町が同事業を実施している場合、助成を受けることが可能です。 今後、区市町等と連携し、これらの助成制度の周知・普及に努め、耐震化を促進していきます。 緊急輸送路沿道建物耐震化助成 平成22年度予算額 284,464千円 (都市整備局)</p> <p>都は、平成20年度から中小規模事業所を対象とした無料省エネ診断事業を実施しているところであり、中小規模事業所における省エネ対策の推進に向けて無料省エネ診断事業を来年度も継続して実施します。 また、都は、無料省エネ診断事業のほか、都内の業界団体との連携による業種別省エネ対策事業や区市町村と連携した省エネ技術研修会等など、総合的な事業実施を図っており、さらに省エネ診断等に基づく高効率な省エネ設備の導入に対する補助事業を通じて、中小規模事業所における省エネ設備導入に係る課題等を検証するプロジェクトを来年度から実施します。 平成22年度予算額 中小規模事業者における地球温暖化対策の推進【継続】 263,762千円 中小規模事業者省エネ促進・クレジット創出プロジェクト【新規】 8,037,138千円 (環境局)</p>
<p>5 省エネ促進税制の拡充について 東京都の省エネ促進税制においては、中小企業者が省エネルギー設備等を取得した場合、取得価額の2分の1が取得年度の法人事業税から減免されることとなっており、その際の減免額の上限1千万円を大幅に引き上げられたい。</p>	<p>5 中小企業者向け省エネ促進税制は、インセンティブ効果を高めるとともに、社会経済状況の変化に応じた見直しを行うとの観点から、適用期限を定め、今後5年の間に終了する事業年度としていきます。 対象期間が経過した時点で、施策の効果を勘案し、改めてそのあり方を検討していきます。 (主税局)</p>

要 望 事 項	都 市 景 観 対 応
<p>二 都市計画・建築行政関連</p> <p>1 都市再生特別措置法の恒久化について 都市再生特別措置法(平成14年施行)については、同法附則第2条において「政府は、この法律の施行後10年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされているが、同法は東京の国際競争力の強化と都市の魅力づくりに向けた民間の都市開発を促進する上で極めて有意義なものである。 ついては、同法を恒久化する方向で、東京都から国に強く働きかけられたい。</p> <p>2 景観条例等の適切な運用について 改正東京都景観条例の運用については、提出資料が多い、あるいは都と区との指導内容が必ずしも整合していないなどにより、民間事業者にとつて、過重な負担がかかっている。 また、緑化対策についても同様の問題が見受けられる。 ついては、提出資料を必要最小限とするともに、都と区との窓口を一本化する等の改善策を講じられたい。</p> <p>3 パリアフリー新法の規定に基づく容積率の緩和基準について パリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)の規定に基づく容積率の緩和について、都の緩和基準を具体的に示されたい。</p>	<p>二 1 都は、これまでに都市再生特別地区を18地区指定し、関連する都市基盤の整備や文化交流拠点等の新たな都市機能を導入するなど、都市再生を推進してきました。また、都は、今後東京の都市づくりビジョンを改訂し、東京をさらに魅力とにぎわいのある国際都市にしていきたいため、これまでの考え方を継承するとともに、国際競争力の強化に加えて、環境、緑や景観、耐震などの視点を一層強化した都市づくりを進めることとしています。 都市再生特別措置法の法制度は、こうした東京の都市づくりを推進する上で有効な仕組みと考えているので、今後、現制度を引き続き活用できるように必要な措置を国に対して働きかけていきます。</p> <p>2 東京都景観計画では、景観法、東京都市景観条例に基づく行為制限として、「周辺の主要な眺望点からの見え方を検討し、周辺の建築物群と統一感のスカイラインとの調和を図る」などの景観形成基準を定めており、東京都景観条例に基づく大規模建築物等の建築に係る事前協議に際しては、事業者等に対し、景観シミュレーション等の資料の提出を求めています。今後とも、景観形成基準等により、個々の案件ごとに適切に運用してまいります。 都は、東京都景観条例に基づく事前協議制度を通して景観誘導を行うに際し、関係区市町村の意見を反映する機会を設けており、今後とも事業者の過大な負担とならないよう、区市町村とも十分調整しながら協議を進めていきます。</p> <p>3 パリアフリー新法の規定に基づく容積緩和については、法第19条に基づく認定特定建築物の容積率の特例と法第24条に基づき建築基準法第52条第14項第1号の規定の適用による許可があります。 緩和基準は、法第19条に基づく認定特定建築物の容積の特例は、パリアフリー新法省令で定める、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準、建築基準法第52条第14項第1号に基づく許可は、東京都容積率の許可に関する取扱基準となります。 東京都容積率の許可に関する取扱基準においては、パリアフリーに関し下記の項目について容積率の緩和の対象としています。 ① 特定建築物に設置される廊下等、階段、傾斜路、エレベーター、便所、駐車場 ② 特定建築物以外の建築物に設置される廊下等、階段、傾斜路、便所、浴室 ③ 病院、診療所、特別養護老人ホーム等の病室等 (以上 都市整備局)</p>

要 望 事 項	都 府 市 町 村 対 応
<p>4 地域冷暖房に附属する工作物の都市公園の占用について 立体公園制度の活用により、都市公園の地下に地域冷暖房エネルギープラントを設置することが可能であるが、煙突や冷却塔など地域冷暖房施設に附属する工作物については設置が認められていない。これらの工作物についても、公園利用に支障が生じない場合にあっては設置が可能となるよう必要な技術的基準（政令）を定めるよう国に働きかけられたい。</p> <p>5 拘駐車場条例における荷捌きのための附置義務駐車台数について 東京都駐車場条例第17条の2において、荷捌きのための附置義務駐車台数が定められているが、実際の必要台数と比較して附置義務駐車台数が多いため、無駄なスペース設置を余儀なくされているので、実態に即して附置義務台数を見直されたい。</p>	<p>4 地域冷暖房施設については、附属する工作物も含め、都市計画法上の都市施設であり、その計画決定は、区市等の長の権限となっています。また、都市公園区域内に地域冷暖房施設を導入した事例はなく、現在のところ、都市公園法に基づく技術的基準を定めるよう国に働きかけるとは想定していません。</p> <p>5 荷さばき駐車施設の附置義務は、路上での荷さばきのための違法駐車を抑止することにより、効率的な都市内物流システムの実現、渋滞解消による環境負荷の軽減を図るため、平成14年に導入しました。 導入に当たっては、建築主に過度の負担とならないよう、従前からの駐車施設の附置義務台数の内数とするとともに、建築物の規模が大きくても荷さばき駐車施設の上限を10台としています。 また、駐車場整備地区のうち、荷さばき駐車施設に関する地域ルールが定められている場合や敷地の形状等により荷さばきのための駐車施設を設置することが著しく困難な場合等は、荷さばき駐車施設の附置義務台数を低減することが可能になっています。</p>
<p>三 消防行政関連 自衛消防活動中核要員について 自衛活動中核要員になるための資格を防火管理者の場合と同様講習のみで取得できる制度の導入に関する昨年の要望について、本年4月に「今後、講習による資格取得について総合的に検討」する旨の回答をいただいたところである。 オフィスビルの自衛消防活動においては、大規模テナントも活動に参加することが望ましいが、自衛活動中核要員になるための自衛消防技術資格試験においては専門的知識と実技が求められるため、テナント従業員の資格取得が困難な場合が多い。 については、講習のみで取得できる制度を早期に導入されたい。</p>	<p>(以上 都市整備局)</p> <p>三 ご要望の趣旨を踏まえ資格取得制度について総合的に検討しているところですが、首都東京を火災・地震等の災害から守るためには、実践的な自衛消防活動を行えることが重要なことから、基本的には技能の確保をする試験制度が必要であると考えております。 自衛消防活動中核要員となるための自衛消防技術試験は、受験希望者の要望を受け、ここ5年間で試験回数を約1.6倍に増やしており、今年度は前年度に比べて約1.2倍の試験を予定しております。さらに来年度は、試験会場を立川にも設けて試験回数を大幅に増やすことを検討しており、受験者の利便性向上と受験機会の増加を図って参ります。 また、試験問題につきましても、問題の質を精査し、建物の安全を確保するために最低限必要とされる内容に見直ししており、合格率が昨年度と比べて約5%アップしております。 当庁ではこれからも、資格取得制度について幅広く検討を続けるとともに、事業所の自衛消防隊に対して実践的な自衛消防活動の教育を推進し、テナント従業員も自衛消防活動の専門的知識と実技を身につけることができる体制の確保に努めて参りますので、都民の安全を守るためにご協力をお願い致します。 自衛消防技術試験関係費 平成22年度予算額 141,137千円 (消防庁)</p>

要 望	都 府 県 対 応
<p>四 地球温暖化対策関連 改正環境確保条例による排出量取引制度について</p> <p>1 改正環境確保条例による排出量取引制度については、テナントの事業活動に起因するCO2排出責任をビルオーナーに転嫁する仕組みになっていることや企業単位でエネルギー管理を行う改正省エネ法等の制度と整合が取れていないこと等の問題があり、温室効果ガス削減に向けた国の中期目標の決定や国による関連制度の整備の際に抜本的な見直しを図られたい。</p>	<p>四</p> <p>1 世界は、経済危機が深刻化する中でも、気候変動対策を弱めるのではなく、むしろ省エネルギー化の徹底と再生可能エネルギーの飛躍的な利用拡大によるCO₂の大幅な削減を、経済再生をささぐ戦略の主要な柱としても位置づけ、取組の強化に動き出しています。わが国の企業は、本来、高い省エネルギー、再生可能エネルギー技術を有しています。いま日本に求められるのは、こうした技術力が全面的に活用され、新たな経済成長と大幅なCO₂削減の両立を可能にする、明確な社会的な仕組みを構築することであると考え、都は総量削減義務及び排出量取引制度の構築を目指しました。</p> <p>かつて工場公告が激化した時、自動車の排出ガスが健康被害をもたらし、東京都は本来の役割を果たささない国に代わって先駆的な環境施策を実現してきました。これらの施策は、数多くの事業者の真摯なご努力、幅広い都民のご参加があった初めて可能になったものでした。環境確保条例の改正で総量削減義務を初めとする施策の導入が決まったのも、気候変動対策の強化にとともに取り組む、東京の企業、経済界、都民のご理解とご賛同があったからに他なりません。都が開始する総量削減義務と排出量取引制度は、国が削減義務もない自主参加型の「排出量取引の試行」に留まっていたなか、日本全体の気候変動対策の強化を実現する上で重要な意義を有するものと考えております。</p> <p>改正省エネ法においては、企業単位でのエネルギー管理の仕組みを導入する一方で、これまでどおり事業所単位のエネルギー管理指定工場の仕組みも残されています。つまり、事業所単位の仕組みだけでは不十分だった部分について、企業単位の仕組みを導入することにより補完したものと理解しております。都におきましても、改正環境確保条例において、事業所単位の取組とともに、削減義務の対象事業所以外の中小規模事業所に対しては企業単位による地球温暖化対策報告書制度を導入しており、国と同様に、事業所単位及び企業単位の取組を進めてまいります。</p> <p>これまでも国等と情報交換等をしつつ検討や制度運用を進めておりますが、温室効果ガス削減に向けた国の中期目標の決定や、国による削減義務と排出量取引制度などの構築に際して、引き続き情報交換や意見交換を進めてまいります。 (環境局)</p>

団体名 (社)東京ビルディング協会

要 望 事 項	都 府 県 対 応
<p>2 排出量取引制度におけるトップレベル事業所の認定基準については、テナントビルや商業施設が自社ビルより厳しくなっている中で、公平性の確保の観点から基準の見直しをされたい。</p> <p>また、トップレベル事業所の評価ツールについても、評価項目がきわめて多岐にわたるため、より簡易なものに改善されたい。</p>	<p>2 トップレベル事業所の認定基準は、テナントビルや商業施設を含む多様な用途の複数の事業所に対する試験実施結果を踏まえ、事業所の実態、特性や用途等の違いを考慮し、専門家の意見等も踏まえて作成しております。また、削減義務率の軽減という効果をもたらすものであるため、評価基準は、極めて取組みが優れていることを公正かつ客観的に判定する必要があると考えました。したがって、一般的な管理面、設備の性能面、事業所及び設備の運用面などの多様な評価項目を設定し、相当程度の高い取組み状況にある事業所を特定できることを基本に策定しております。</p> <p>認定基準につきましては、一定期間の運用を行なった後、省エネ技術の社会的進展の状況等を踏まえ適切な時期に更なる充実等を図ってまいります。</p> <p>(環境局)</p>